

山口県学校給食総合センターにおける会議室等の利用について（ご案内）

1 利用に当たっての基本的な考え方

当学校給食総合センターは、学校給食物資の低廉で安定した供給、品質管理、学校給食の普及充実に図るために建設されたものであることから、会議室、研修室、調理室の利用目的は、こうした考えに沿うものであるものとします。

2 使用制限

次の事項に該当するときは、使用をお断りします。

- (1) 公安又は風紀を乱したり、法律に違反する恐れがあるとき。
- (2) 現金取扱、有料講演会等で使用するとき。
- (3) 政治目的のために利用するとき。
- (4) 喧騒で他に迷惑を及ぼす恐れのある催物。
- (5) その他当給食会が不適當を認めたとき。
- (6) 又貸しは一切認めておりません。

3 開室日及び使用時間

利用可能日：月～金曜日

休館日：土・日曜日、祝祭日、年末年始の休暇（12月29日～翌年1月4日まで）、夏季休暇（8月13日～16日まで）、その他当給食会が指定する日

利用可能時間：9：00～16：30

4 使用料等

原則無料

5 申込受付日

使用日の1ヶ月前から

6 申込時間

月～金曜日の9：00～16：30

7 申込手続

- (1) 電話により空き状況を確認してください。
- (2) 申込みは、当給食会備付けの申込用紙に必要事項を記入のうえ、FAX等により提出してください。（ホームページでダウンロード可）
- (3) 案内表示は、使用目的に沿った表現で必ず表示してください。

8 賠償責任

会議室等の使用中に使用者が当センターの施設、備品等を損傷・紛失した際はその実費を弁償していただきます。

9 使用上の禁止事項

以下のことについては、固くお断りします。

- (1) 当センターの施設（床面、壁面、天井、扉、ガラス等）への直接工作をすること。案内表示、ポスター等の貼付については事前に申請してください。
- (2) 館内禁煙となっております。所定場所以外での喫煙はお控えください。
- (3) 爆発や発火の危険性のある物品、その他引火性の強い資材類の持ち込み。
- (4) その他当センターの施設管理に悪影響を及ぼす行為。

10 その他注意事項

- (1) 駐車場には限りがありますので、乗り合わせてお越してください。駐車場でのトラブルについては一切責任を負いかねます。
- (2) 館内に特別な設備、大型の設備を持ち込む場合には、事前に当給食会にご相談ください。
- (3) 会議室等において飲食物を出される際には、必ず当給食会の承認を得てください。
- (4) 館内における貴重品の盗難については一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 当日会議で使用する書類等の荷物を当給食会へ発送する場合は、事前に必ずご連絡ください。危険物、可燃物、精密機器、生鮮物、個人の手荷物はお受け取りできません。
- (6) 非常口、消火器、火災報知器の位置と使用方法について事前に確認しておいてください。
- (7) 不測の事故などにより、利用者、参加者等に事故が生じた場合、及び天災地変、交通機関のストなどの不可抗力によって催事を実施できなくなった場合の損害については、当給食会ではその責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

以上の事項を遵守されない場合は、ご利用を中止させていただくことがあります。